

杉並ワンデーウォークの会 規約

●名称

本会を「杉並ワンデーウォークの会」(One-day Walk of Suginami Association)と称する。

●歴史

- ◎本会は、1996年杉並区体育指導委員協議会荻窪地区委員会(以下体指と称する)が、杉並区民(以下区民と称する)へのウォーキング普及のためにはじめた「荻窪ワンデーウォーク」を母体としている。
- ◎発足当初は体指が運営にあたったが、1999年以降体指以外の方々も運営に加わり、新たなステージで普及活動が展開された。
- ◎これらのプロセスを通じ、体指活動の趣旨である「区民へのスポーツ普及振興、組織化のための助言」に従いスポーツ(ウォーキング)のための‘場’創りに努めた。
- ◎区民による自主的活動の方向が認識された状況をふまえ、2000年4月から「杉並ワンデーウォークの会」と名称を変更すると同時に、運営の主体を‘自立的な活動に賛同するメンバーにより組織された委員会’に変更した。
- ◎2018年3月25日開催の第124回例会をもって、「だれでも、気軽に、楽しく、安全に歩けるウォーキング」の企画・実施を終了し、本会の主要な事業を、「**ネットを通じて、スポーツ(ウォーキング)のための情報を提供する‘場’創り**」に変更した。

●趣旨

◎ふだん歩く機会の少ない人びとが、歩くことを通じて、

- ・体を動かすことの喜び
- ・新たな見聞発見の喜び、
- ・新たな人との出会いの喜び

といった日常の生活の中では忘れられた喜びを感じながら、健康で豊かな生活を形成するきっかけづくりをめざす。

そのために、ネットを通じて「だれでも、気軽に、楽しく、安全に歩けるウォーキング」のコースを提供する。

- * 1 だれでもとは?…老若、男女、障害を問わず
- * 2 気軽にとは?…費用が安く、公共交通機関を利用、疲れたら途中でリタイア可能な気安さ
- * 3 楽しくとは?…閲覧者の関心・興味をひきだし満足できるコース(資料の提供を含む)
- * 4 安全にとは?…交通、コースとも危険でない

●ネットを通じた情報提供

◎過去124回の例会コースから50コース程度を選び、コンテンツを作成する。そのために、コースを実地に調査・取材し、①迷わずに歩けるコース地図の作成、②実際に歩きたくなるようなコース概要および写真の作成、③コース各ポイントの解説作成、④コースオプション、お土産やおすすめ飲食店紹介などの作成、⑤その他必要なコンテンツの作成を行う。なお、必要な場合、新規コースの作成も、さまたげない。

- ◎情報提供はホームページを作成して行うが、必要におうじてフェイスブック、ライン、ツイッターなどのSNSも併用する。
- ◎ホームページは、適切なレンタルサーバを借りて、そこに構築する。
- ◎情報提供は、次のような方々の関心にこたえられるように行う：
 - * 歩く会をみずから催行している
 - * 夫婦や家族で、時間があるときに近場で歩けるような場所があったら、気軽に行ってみたい
 - * 若い二人のカップルが休日におしゃべりしながら、のんびり散策したい
 - * リタイアした人が、友人たちと、健康作りを兼ねたウォーキングをしたい
 - * 歴史上の遺跡や史跡をめぐり、写真をバチバチ撮ってインスタにアップしたい
 - * 歩くのは単なる口実で、兎に角うまい酒を飲み、旨いものを食べたい
 - * 消滅しつつある里山を歩き、その風景を残したい
- ◎スポーツ（ウォーキング）の普及活動を行っている他の組織と協力して、より広く情報を提供していただけるように努力する。

●組織

- ◎本会規約に同意し、会の運営に積極的に参加する意思をもち、総会で入会を承認され、年会費を納入した者を**会員**とし、コンテンツの企画・作成、ITによる情報提供の運営にあたる。
- ◎2018年3月末時点での運営委員は、会員であるなしを問わず**特別会員**とする。特別会員は、2018年5月10日時点での当会資産（原資産）の処分に関する議決権を有する。ただし、2018年5月以降に得た寄付金等による収入が基金金額を超えた場合、その超過額の処分は会員の権利とする。
- ◎本会の存続期間は2023年3月末までとする。

●役員

- ◎会員の中から互選によって、代表（1名）、会計（1名）ほか必要な役員、および会計監査（1名）をおく。
- ◎任期は1年とし、再任をさまたげない。

●会議

◎特別総会

- ・特別総会は本会の存続期間満了時に開催し、原資産の処分に関わる事項を決定する。
- ・本会存続期間中であっても、原資産の処分に関わる事情が生じた場合は、本会代表の要請で臨時に開催する。
- ・特別総会は特別会員によって構成し、過半数の出席で成立し、その過半数の賛同をもって議決する（委任状は認めない）。

◎総会

- ・総会は年1回（必要に応じ臨時総会）開催し、代表が召集する。
- ・総会は会員によって構成し、過半数の出席で成立し、その過半数の賛同をもって議決する（委任状は認めない）。

- ・総会の議事は過去1年の総括、決算報告、明年度の方針(コース案内作成の年間計画など)、予算、必要な規約改正・規約に関する事項、サーバの維持選定・他組織との協力、SNSの運用、その他の重要な案件、役員の改選・選任とする。
- ・特別会員は総会に出席することができるが、議決権をもたないオブザーバーとする。

◎定例会

- ・定例会は会員によって構成し、総会での決定を実行するために、コース案内作成状況の報告、次回以降のコース案内作成予定の決定、新規作成コース案内の可否の決定、実行委員の選定を行う。
- ・その他、会運営のため、実行委員会を必要に応じ開催する。

◎実行委員会

- ・作成するコース案内ごとに、定例会で2～3名の実行委員を選定する。
- ・実行委員は、各コース案内の調査・取材、コンテンツの作成を実施する。
- ・コンテンツ作成のために、実行委員会を必要に応じ開催する。
- ・実行委員会は定例会に対して、コース案内作成終了後すみやかに会計報告を行う。

●他組織とのかかわり

- ◎杉並区体育指導委員協議会をいずれも母体として発足している杉並歩キング同好会、杉並歩こう会と、各組織の特徴を互いに尊重しあいながら、協力関係を維持する。
- ◎杉並区スポーツ振興財団のスポーツ(ウォーキング)普及活動に協力する。

●会計

- ◎会の収入は、会員会費、当会2018年5月総会で決定された**運営費拠出金**、および寄付金等とし、毎年、総会で主要な事業への支出限度額を決定して、運営する。
- ◎会の支出は、会議費(各定例会・実行委員会開催に必要なコピー代、事務用品費、会場費、連絡費などの費用)・コンテンツ作成費用(調査・取材費=実地調査の交通費・施設入場料など、コンテンツ作成のための資料代、デザイン費など)・コンテンツ運営費(サーバ維持費、サーババックアップ費用、セキュリティ対策費、基本フォーマット作成費など)・宣伝費(ウェブあるいはブログの認知度向上に必要な費用)とする。

●会計年度

- ◎2000年4月1日から翌年3月31日までの1年を会計年度とする。運営に問題なければ以降4月1日を会計年度とする。

●本規約の施行日

- ◎本規約は2000年3月7日から施行する。
- ◎本規約は2018年5月10日に改正した。

以上